

新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第7号

新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則（平成7年新潟市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の2第2項中「第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に，「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業」を「同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業」に，「相互援助活動」を「同項各号に掲げる援助」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。